

医療職の資格をお持ちの被扶養者の方へ

新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する 被扶養者の収入の取扱いについて（特例措置のお知らせ）

新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事することで一時的に収入が増加する場合、被扶養者の認定時や資格調査時の収入に含めないようにする特例措置を適用する旨、厚生労働省から通知がありました。

つきましては、当組合では、以下のとおり対応いたしますのでお知らせします。

●特例措置の概要

○対象者

ワクチン業務に従事する医療職（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び救急救命士）

○対象となる業務内容

ワクチン接種会場や医療機関において、直接ワクチンの注射や予診（予診のサポート含む）、ワクチンの調整、接種後の経過観察等に有資格者として従事する場合。

○対象となる収入

令和3年4月から令和6年3月末までの新型コロナワクチン接種業務に対する賃金に対してのみ適用。

○追加でご提出いただく書類

「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事した際の収入に係る申立書」

※用紙は各事業所健保担当者にご連絡ください。

○運用（書類の提出のタイミング）

㊦被扶養者新規取得時

認定に必要な通常書類に加え、上記申立書を各事業所健保担当者にご提出ください。

なお、一時的な収入増を含めても、収入が被扶養者の認定基準（年130万円、月108,300円）内に収まる場合は、申立書を提出いただく必要はありません。

①収入超過による資格喪失時

一時的な収入増を含め、被扶養者の認定の収入基準を超える場合は、まずは各事業所の健保担当者にご相談ください。健保組合にて資格喪失の判断を致します。

必要に応じて申立書をご提出いただくようご案内します。

なお、一時的な収入増を除いても、収入が認定基準を超える場合は、申立書を提出いただく必要はありません。

㊧被扶養者実態調査時（年1回）

被扶養者の実態調査を行う際に収入基準を超えている場合、上記に該当される方は、追加で申立書をご提出いただく場合がありますので、記入済みの申立書を保管しておいていただきますようお願いいたします。

なお、一時的な収入増を含めても、収入が認定基準内に収まる場合は、申立書を提出いただく必要はありません。

※現在扶養に入られている方が、一時的な収入増を含めても、収入が認定基準内に収まる場合は、申立書を提出いただく必要はありません。（健保への連絡も不要です）
※上記運用の手続きは、各事業所健保担当者が窓口となります。

●留意点

- ・医療職の方でも、ワクチン接種会場の受付、医療機関の受付等直接ワクチンに関わる業務（注射、予診、調整、経過観察等）を行わない場合は特例措置の対象外となりますのでご注意ください。
- ・追加資料の提出後、必要に応じて内容確認をさせていただく場合もありますのでご了承ください。

医療職の資格をお持ちの被扶養の方限定

【ワクチン接種業務以外の新型コロナウイルス関連対応業務に従事される方へ】

上記のワクチン接種業務以外の新型コロナウイルス関連対応業務に従事される方につきましても、当組合では特例措置を適用致します。その場合、先にお伝えした「申立書」ではなく、新型コロナウイルス対応による一時的な収入増であることが確認できる以下の書類をご準備ください。

- ・給与明細
 - ・雇用主発行文書
- ※いずれも、新型コロナウイルス対応による一時的な収入増が確認できるもの
※書類の提出のタイミング等、運用に関しては、説明文中の「申立書」を上記書類に置き換えてご対応ください

【上記に関するお問い合わせ窓口】

健保組合 適用課 078-360-8615